

会 議 録

会議の名称		令和7年度 第1回守谷市景観審議会		
開催日時		令和7年8月22日（金） 開会：午前10時 閉会：午前12時		
開催場所		守谷中央図書館 視聴覚室		
事務局（担当課）		都市計画課		
出席者	委員	古谷会長、大野委員、奥主委員、作部屋委員、根本委員、清野委員、金委員、染谷委員、山本委員、大山委員 以上10名（欠席4名）		
	市側	藤坂副市長、浅野都市整備部長、笠川都市計画課長、岡本課長補佐、末森係長、中野主事、間中主事 以上7名		
	関係者	奥野建設課長、飯塚係長 茨城県竜ヶ崎工事事務所 道路整備第二課 飯島主任 以上3名		
公開・非公開の状況		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1人
公開不可の場合はその理由		「報告第2号（仮称）守谷 SA（サービスエリア）スマート IC（インターチェンジ）上りランプ整備に伴う保存緑地の変更予定について」が、市情報公開条例第6条第5号に掲げる、「市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等との間における審議、協議、検討、調査研究等の意思形成過程における情報であって、公開することにより公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生じるおそれがある情報」に該当するため		
会議次第		<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 副市長あいさつ 3 委嘱状交付 4 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長・副会長の選出について (2) 諮問第1号 保存緑地の変更について (3) 諮問第2号 保存緑地の解除について (4) 報告第1号 屋外広告物について (5) 報告第2号（仮称）守谷 SA スマート IC 上りランプ整備に伴う保存緑地の変更予定について 5 閉会 		

確 定 年 月 日	会 議 録 署 名
令和7年10月2日	作部屋 義彦
令和7年10月7日	根本 正美

審 議 経 過

1. 開会

2. 副市長あいさつ

3. 委嘱状交付

4. 議事

(1) 会長・副会長の選出について

(2) 諮問第1号 保存緑地の変更について

事務局：諮問第1号及び諮問第2号は同一の事業に基づく諮問案件のため、各諮問内容の説明の前に、諮問に関する各工事の概要を説明

<質疑等>

金委員：公園緑地予定で緑地が8,700㎡増えるとのことだが、公園以外の緑化は何かあるのか。

事務局：盛土法面の緑化と書いてある箇所、またその上の「緑化検討」と書いてある箇所、そして調整池、それから供平板戸井線の両側に植栽予定の街路樹を想定している。

大山委員：資料1における6ページの供平板戸井線の図について、将来的なルートを点線等で入れた方が分かりやすいと思う。

事務局：非公開の段階のため詳細は記載できないが、概ねのラインとしては都市計画道路ラインになる。

清野委員：まちづくり交付金で保存緑地として取得した土地を県の道路として利用することは、予算的な目的が違っている。その辺りの調整は済んでいると思うが、説明を願いたい。

事務局：ご指摘とおり、購入については国の補助が一部含まれている。道路事業としての買収地のため、国から出た補助金の返還等も含めて、現在協議を行っている。

古谷会長：説明の中では供平板戸井線に街路樹を植えるという話だったが、最後の図を見るとそれが分からない。

事務局：図上には街路樹の記載が難しくできなかったが、完成形ではグレーに見えている道路の片側に街路樹を植える形で県に検討してもらっている状況である。

金委員：街路樹の樹種の選定について、県がやるのか。あるいは市の方で意見を出せば反映されるのか。

奥野課長：事業主体である県が検討中である。市民との調整とはならないと思うが、地域の景観に配慮しつつ検討中と県から伺っている。

清野委員：排水面でもどの樹種を植えるかは非常に重要。県道のため県の判断になるかと思うが、市民として提案したいと思う。

作部屋委員：斜面に生えている木は倒れやすいため、樹種選定については実地調査をしたり、守谷市民の意見が反映されるようにしてほしい。

奥野課長：指摘どおり法面部に植栽は適さないということから、芝等の緑化で検討中である。その他供平板戸井線の道路上、利根川に面した側に、今のところは街路樹を植える計画となっている。その樹種の選定については、先程説明したとおりこれからである。

古谷会長：「公園ができる」というところについて詳しく話を聞きたい。

奥野課長：約 8,700 m²の公園緑地については、調整池と隣接する形で自然環境に配慮して整理することまでは概ね決まっているが、これから設計に入っていく段階。

金委員：公園緑地や法面の緑化も入れて増やすという話だが、話を聞くと芝張りのみの簡単な緑地のように思える。公園緑地とうたっておいて、実際は芝を張るだけなのではないかという危うさを感じる。

奥野課長：この都市計画道路の法面は先ほど言ったとおり芝だが、公園緑地は芝張りで終わるわけではない。ただ、どんな樹種を植えるかは今後の検討となる。

作部屋委員：単に道路整備をするのではなく、サービスエリアなどもあることから、守谷の魅力を高める公園整備をしてほしい。例えば、何かテーマを一つ決めて、親水公園的なものを作るなど。

事務局：保存緑地の変更について、諮問第 1 号を説明

<質疑等>

(委員からの質疑なし)

古谷会長：事業説明の中でだいぶ意見が出た。意見を大別すると、「新しく道路を作るため、法面や街路樹種等に配慮して緑化推進をなささい」というものと「公園緑地の整備について、単に芝を張るだけでなく、市の魅力を高める緑化の推進を考えて欲しい」というものの、2点である。これに加えて意見や質問が無ければ、事務局に意見有りて答申案の検討をしてもらうが、いかがか。

(異議なし。意見を付して答申)

(3) 諮問第 2 号 保存緑地の解除について

事務局：保存緑地の解除について、諮問第 2 号を説明

<質疑等>

金委員：滅失というのは、道路が作られるために無くなるということによいか。

奥野課長：そのとおりである。

古谷会長：解除された法面はどのようになるのか。イメージとして。

竜工：法面については、今のところ芝で考えている。滅失・解除になる箇所に関しては木を植えるところで、まだ計画段階である。

染谷委員：IC から降りてくる高速側は公園や調整池になるとのことだが、残りの部

分は田が残るのか。残るのであれば、道路側法面の整備の際、下の田に影響があるのではないか。

奥野課長：その箇所については、田は残らない。排水をどこにするかということを検討中である。また、アクセス道路の南側にある大野川の流量抑制のために調整池をもう一つ作ることを検討中である。

山本委員：諮問第1号は意見が付され、その内容は緑化推進についてだった。本諮問第2号も同一事業に関する案件だが、諮問第1号と同様の意見は付さなくてよいのか。

古谷会長：諮問第1号で全体の工事についての部分について意見を付しているため、工事案件についてはそれで全て踏襲できていると考える。諮問第2号にも同意見を付けることもできるが、事務局としてはどうか。

事務局：会長のご意見のとおり、同一工事についての諮問であるため、第2号にも同意見が適用されると考える。

山本委員：承知した。

古谷会長：諮問第2号について、原案のとおり答申したいがいかがか。

(異議なし。原案のとおり答申)

(4) 報告第1号 屋外広告物について

事務局：屋外広告物の過去数年間の許可件数等について報告。

(委員からの質疑なし)

(5) 報告第2号 (仮称) 守谷 SA スマート IC 上りランプ整備に伴う保存緑地の変更予定について

※非公開の内容となるため、記載していません。

5. 閉会

以上